

2025年7月25日

株式交換に係る事前開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信

この書類は、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 株式交換契約の内容

当社及び株式会社ザッパラスが2025年7月25日付で締結した株式交換契約の内容は、別添1の通りです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別添2の通りです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 株式会社ザッパラスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である株式会社ザッパラスの最終事業年度(2025年4月期事業年度)に係る計算書類等は、別添3の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式会社ザッパラス

該当事項はございません。

② 当社

該当事項はございません。

5. 債務の履行の見込に関する事項

該当事項はございません。

以上

別添 1 株式交換契約の内容

当社及び株式会社ザッパラスが 2025 年 7 月 25 日に締結した株式交換契約の内容は、次の通りです。

株式交換契約書

株式会社光通信（以下「甲」という。）及び株式会社ザッパラス（以下「乙」という。）とは、2025 年 7 月 25 日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を甲に取得させることにつき合意する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の通りである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：株式会社光通信

住所：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

（乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社ザッパラス

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 51 番 7 号

第 3 条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（第 6 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に 0.0104 を乗じた数の甲の普通株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により、交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.0104 株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第 4 条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 金 0 円 |

(4) その他資本剰余金 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した金額

第5条 (株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、2025年11月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第6条 (自己株式の消却)

乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部について基準時をもって消却するものとする。

第7条 (株式交換契約承認総会)

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の定めに基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
- 2 乙は、2025年9月30日を開催日として株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができるものとする。

第8条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第9条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したときは、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条 (本契約の失効)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議が得られなかった場合
- (2) 乙において、第 7 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第 11 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自ら及び自らの役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなくかつ何らの責任を負うことなく本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められるとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準じる行為に及んだとき。
- 3 前項により本契約を解除することができる当事者は、相手方に対して自己が被った損害又は損失の補償を請求することができる。

第 12 条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 7 月 25 日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社光通信
代表取締役社長 和田 英明

乙：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 51 番 7 号
株式会社ザッパラス
代表取締役社長 溝上 雅俊

以 上

別添2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

株式会社光通信（以下「当社」といいます。）と株式会社ザッパラス（以下「ザッパラス」といいます。）とは、2025年7月25日付で、それぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ザッパラスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての相当性に関し、次の通り判断しております。

1. 対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容等

	当社 (株式交換完全親会社)	ザッパラス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式交換比率	1	0.0104
本株式交換により 交付する当社株式数	当社普通株式 93,333株（予定）	

(注1) 株式交換比率

ザッパラスの株式（以下「ザッパラス株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.0104株を割当て交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有するザッパラス株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がザッパラスの発行済株式（ただし、当社が保有するザッパラス株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるザッパラスの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するザッパラス株式に代えて、その保有するザッパラス株式の数の合計に0.0104を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

なお、当社が交付する株式は、当社が保有する自己株式（2025年3月31日現在385,681株）を充当する予定であり、株式の新規発行は行わない予定です。

なお、ザッパラスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するザッパラスの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってザッパラスが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるザッパラスの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくこと

ができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の売渡請求（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなるザッパラスの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換における交換比率の決定にあつては、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及びザッパラスから独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト会計社」といいます。）に、両社の株式価値及び株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、青山トラスト会計社による算定結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、ザッパラスの少数株主への配慮も踏まえ、ザッパラスとの間で慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、本株式交換比率は妥当でありそれぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日付の両社の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換を実施することを合意しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及びザッパラスとの関係

青山トラスト会計社は、当社及びザッパラスから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

青山トラスト会計社は、当社株式については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活

動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、青山トラスト会計社が DCF 法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの当社の事業計画に基づく財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電気・ガス事業・保険事業の成長に伴うストック利益の増加及び顧客の増加による契約コストの償却費の増加を主な要因として、対前年度比較において 2027 年 3 月期は前年度から 60.5%の増加、2028 年 3 月期は前年度から 49.4%の増加、2029 年 3 月期は前年度から 30.1%の増加となることを見込んでおります。

ザッパラス株式会社については、ザッパラス株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、青山トラスト会計社が DCF 法によるザッパラス株式の株式価値の算定の基礎とした 2026 年 4 月期から 2030 年 4 月期までのザッパラスの事業計画に基づく財務予測には、大幅な減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 4 月期の営業利益について、主に占いコンテンツ事業における市場環境の悪化により売上高が減少していることに加え、固定費が一定である中で、クラウドサービスの移行に伴う費用の増加が見込まれていることから 2025 年 4 月期と比較して 31.8%の減少となることを見込まれております。

なお、両社の株式価値及び当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のザッパラス株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		1 株当たり価値		株式交換比率 のレンジ
当社	ザッパラス	当社	ザッパラス	
市場株価法	市場株価法	39,295 円～41,726 円	366 円～390 円	0.00930～0.00935
DCF 法	DCF 法	49,574 円～84,629 円	540 円～573 円	0.00678～0.01088

青山トラスト会計社は、株式価値の算定に際して、公開情報及び青山トラスト会計社に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びザッパラス並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びザッパラスから提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ザッパラスの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、ザッパラスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。青山トラスト会計社の株式交換比率の算定は、2025 年 7 月 24 日までに青山トラスト会計社が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、青山トラスト会計社の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

2. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記は、機動的な資本政策を実現すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断しております。

3. 対価として当社株式を選択した理由

当社及びザッパラスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択いたしました。この件につきましては、以下の理由により本株式交換に係る対価として適切であると判断いたしております。

- ① 当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており、換価が容易であること。
- ② 本株式交換により完全子会社となるザッパラスの株主は、対価として当社株式を受け取ることにより、本株式交換によるシナジーを享受することが可能となること。

以 上

事業報告
 （2024年5月1日から
 2025年4月30日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
売上高	4,373,725	4,317,141	△56,583	△1.3%
モバイルサービス	3,854,821	3,884,137	29,316	0.8%
海外	402,764	317,820	△84,944	△21.1%
その他	116,158	115,183	△974	△0.8%
調整（注）	△19	—	19	—
営業利益	280,400	300,003	19,603	7.0%
モバイルサービス	692,989	581,094	△111,894	△16.1%
海外	△48,163	43,843	92,007	—
その他	41,010	43,734	2,724	6.6%
調整（注）	△405,435	△368,668	36,766	—
経常利益	350,331	243,340	△106,990	△30.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	162,482	158,785	△3,696	△2.3%

(注) 売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高又は振替高であります。
 営業利益の調整額は、全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度における当社グループは、主力事業である占いサービスの強化に努め、新規コンテンツの継続的な投入や、YouTubeを活用したプロモーションの展開などユーザーの獲得に取り組んでまいりました。

またM&Aの実施により、電話占い「ウラナ」などを譲り受け、オンライン占いサービスを中心に拡充を図りました。一方で、事業の選択と集中の観点から、米国子会社が運営していた海外占いサービスを事業譲渡いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,317,141千円（前期比1.3%減）、営業利益は300,003千円（前期比7.0%増）、経常利益は243,340千円（前期比30.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は158,785千円（前期比2.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

モバイル及びPCコンテンツ向け自社利用ソフトウェア 30,831千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社子会社のZappallas, Inc. は、2025年3月31日を効力発生日として、海外向け占いサイトを運営する海外占いサービス事業をRuling Planet Studios, LLCに事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社コンコースは、2025年4月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、株式会社エムティーアイが営んでおりました占い関連サービス事業に関する権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項目	第 23 期 (2022年 4 月期)	第 24 期 (2023年 4 月期)	第 25 期 (2024年 4 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2025年 4 月期)
売上高 (千円)	4,804,311	4,375,993	4,373,725	4,317,141
営業利益又は営業損失(△) (千円)	72,651	△362,742	280,400	300,003
経常利益又は経常損失(△) (千円)	212,657	△341,690	350,331	243,340
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	△8,361	△469,046	162,482	158,785
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△0.65	△36.86	13.41	13.56
総資産 (千円)	7,143,327	6,280,976	6,202,494	5,478,503
純資産 (千円)	6,520,514	5,749,152	5,677,289	4,963,920
1株当たり純資産額 (円)	508.46	473.32	472.45	553.12

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社光通信であり、同社は子会社を通じて当社の株式を間接的に5,634,200株（議決権比率62.80%）保有しています。当社と同社との間には、人材出向等に関する取引があります。

2025年4月1日に自己株式の取得を実施した結果、株主が所有する議決権数の総議決権数に対する割合が相対的に増加し、株式会社光通信が親会社に該当することとなりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Zappallas, Inc.	4,500千USドル	100.0%	米国における占いサイト運営等
株式会社cocoloni	100,000千円	100.0%	モバイル及びPC向け占いサービスの企画制作・開発・運営等
株式会社コンコース	30,000千円	100.0%	ISP向け占いコンテンツ、占いポータルサイト運営等

(注) 株式会社コンコースに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社cocoloniを通じての間接所有分です。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

① 占い顧客基盤の拡大・強化

当社グループの主力サービスである占いにおきましては、潜在的な占いのニーズを引き出す新たな形の占いサービスを提供するとともに、よりパーソナルな対応を可能にするコンテンツ・サービスを拡充させてまいります。これにより、ユーザー層の拡大を図るとともに、占い顧客基盤を中核としたCRM(注)を絶えず強化していくことにより、当社グループの収益の拡大と持続的な成長をめざしてまいります。

(注) Customer Relationship Managementのこと。

② サービスの提供・集客手法の多様化

当社グループの主力サービスは占いですが、多様化する市場に対応し、新規ユーザーを獲得していくため、サービスの提供・集客手法を再構築していくことが不可欠であると考えております。

既存のデジタルコンテンツの他にも、電話占いやチャット占い、対面占いななど新たな顧客体験を提供し、潜在ユーザー層の拡大並びに占いコンテンツファンの創出に継続的に取り組んでまいります。

③ 新技術への対応

当社グループが属するモバイルインターネット業界は、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いでおり、非常に変化の激しい業界となっております。当社グループが今後もユーザーにとって魅力的なサービスを提供し続けるためには、これら新技術を取り入れ、新しいサービスを迅速に展開していくことが重要であると認識しており、引き続き人材面での強化を図ると共に新技術を持つ企業との提携・協業なども視野に入れてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年4月30日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社3社、非連結子会社1社で構成されており、モバイルサービス事業、海外事業及びその他の事業を展開しております。

事業区分	主要内容
モバイルサービス事業	モバイル・PC向け占いデジタルコンテンツの企画制作・開発・運営並びに、電話・チャット占い、対面占い等の占い関連サービスの他、各種モバイル関連サービスの提供、これらに付随する広告配信
海外事業	米国におけるモバイルやインターネット回線を介した、占いコンテンツ等の提供及び広告配信
その他の事業	法人向け占いASPサービスの提供等

(6) 主要な拠点等 (2025年4月30日現在)

当社	本社：東京都渋谷区
Zappallas, Inc.	本社：米国オレゴン州
株式会社 cocoloni	本社：東京都渋谷区
株式会社 コンコース	本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2025年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルサービス事業	69 (8) 名	－ (3) 名
海外事業	0 (－) 名	△8 (－) 名
その他の事業	4 (－) 名	－ (－) 名
全社 (共通)	14 (5) 名	△3 (－) 名
合計	87 (13) 名	△11 (3) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役及び退職者を含めておりません。また、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
3. 臨時雇用者にはアルバイトを含み、派遣社員は除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14 (5) 名	1 (－) 名	40.4歳	8.0年

- (注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年4月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
② 発行済株式の総数 8,974,397株 (自己株式1,764,603株を除く。)

(注) 2025年4月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,912,000株減少しております。

- ③ 株主数 3,651名
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	1,729,300株	19.27%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,342,800	14.96
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	1,281,000	14.27
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	1,281,000	14.27
二 反 田 静 太 郎	213,600	2.38
竹 林 嘉 浩	135,200	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. S I N G A P O R E C L I E N T S	130,000	1.45
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	109,300	1.22
内 藤 征 吾	75,900	0.85
金 田 真 吾	71,500	0.80

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,764,603株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式はありません。
なお、当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員に関する事項 ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年3月31日開催の取締役会決議により、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式数を同法第178条の規定に基づき消却を行いました。

・取得した株式の種類	普通株式
・取得した株式の総数	2,912,000株
・株式の取得価額の総額	1,033,760,000円
・取得日	2025年4月1日
・消却日	2025年4月11日

(2) **新株予約権等の状況** (2025年4月30日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	溝上 雅俊	古い関連サービス担当 株式会社cocoloni 代表取締役
取締役	小林 真人	なし
取締役	永井 裕恭	経営管理・資産管理担当 株式会社光通信 投資マネジメント部 課長
取締役 (常勤監査等委員)	市川 雅彦	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	柴田 亮	株式会社光通信 財務企画部長 兼 M&A本部財務担当 INEST株式会社 取締役 監査等委員
取締役 (監査等委員)	竹中 由重	馬車道法律事務所 弁護士 INEST株式会社 社外取締役 監査等委員 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川雅彦氏及び竹中由重氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）柴田亮氏は、上場会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために市川雅彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）市川雅彦氏及び竹中由重氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けており、当社は各非業務執行取締役との間に、かかる契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社グループの子会社である株式会社cocoloni及び株式会社コンコースの取締役（監査等委員含む。）、及び執行役員

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は1年間です。

ハ. 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

対象役員の犯罪行為、又は違法であることを認識しながら行なった行為や、対象役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求等の公序良俗に反する一定の行為を当該保険契約の免責事項としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会の答申の内容を尊重して決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、業務遂行の対価としての固定報酬、及び非金銭報酬として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主利益との連動を目的とした株式報酬によって構成され、社外取締役の報酬は業務遂行の対価としての固定報酬のみによって構成されております。

固定報酬は、在任中に月額定額で金銭報酬を支払うものとし、その算定方法は、各役員の役割責任の大きさ、他社の報酬水準を参考に作成した役員報酬テーブルに基づき決定しております。

非金銭報酬は、取締役就任後、定時株主総会後の一定の時期に当社取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資することの対価として譲渡制限付株式の形で付与するものとし、その内容は、当社取締役会が定めた譲渡制限期間中、継続して、当社取締役その他当社取締役会で定めた地位にあること（これに加えて、当社取締役会が定める一定の業績等の目標

を解除条件とした場合は当該目標の達成)を条件として、譲渡制限を解除するものであります。譲渡制限付株式報酬の付与数の算定については、固定報酬額を算定の基礎とし、各役員の職責の大きさや他社の報酬水準を考慮して当社取締役会が決定した割合で乗じた金銭債権報酬額で払込みができる数とします。譲渡制限期間、解除条件については、当社の業績や経営内容、対象取締役の職責の大きさ、社会情勢等を総合的に考慮して決定いたします。

当社の取締役会は、役員報酬等の額及びその算定方法に関して客観性と透明性を高めるため、委員会の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、当該答申の内容に従い個別支給額を決定します。指名報酬委員会は、各役員の報酬額及び種類ごとの構成割合について、各取締役の役割責任の大きさを考慮し、同業種又は同規模他企業の報酬水準等を参考に、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるという観点で、取締役会に対して答申を行っております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	報酬等の種類別総額	
			金銭報酬 (固定報酬)	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （一）	30,407千円 （一）	28,244千円 （一）	2,162千円 （一）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	13,200千円 （13,150千円）	13,200千円 （13,150千円）	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、2021年7月28日開催の第22回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。
3. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、その交付状況は事業報告「(1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2025年4月1日をもって社外役員ではなくなりました取締役（監査等委員）柴田亮氏は、株式会社光通信の業務執行者であります。なお、株式会社光通信は当社の親会社であります。
- ・取締役（監査等委員）竹中由重氏は、馬車道法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と馬車道法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）竹中由重氏は、シナネンホールディングス株式会社の監査等委員である社外取締役であります。なお、当社とシナネンホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）柴田亮氏及び竹中由重氏は、それぞれINEST株式会社の監査等委員である取締役及び監査等委員である社外取締役であります。なお、当社とINEST株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
市川 雅彦	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会の委員長に就任し、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、長年の上場会社管理部門におけるキャリアにより培われた組織マネジメントに関する経験、及びコンプライアンスに関する知見から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制への充実に向けて有用な発言を行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員会の委員長に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。
柴田 亮	社外取締役 (監査等委員)	2025年4月1日までの社外取締役としての在任期間中に開催された取締役会14回全てに出席し、また、同期間中に開催された監査等委員会11回全てに出席し、他社複数社において監査役や監査等委員を歴任した経験によって培われた企業監査の知見及び長年にわたり上場会社の財務部門で業務に携わってきた財務に関する経験から、当社の監査体制の強化に向けて、また、当社の財務・会計に関する分野において有用な発言を適宜行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。
竹中 由重	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験・見地から、主に当社の経営上の法務分野に関する有益な発言を適宜行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のように整備・運用しております。

① 当社並びに当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定の上コンプライアンス管理体制を整備し、横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命してコンプライアンス・プログラムを運用、その結果については、代表取締役、コンプライアンス管理責任者等をメンバーとし、監査等委員等をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を開催し（当年度は4回）、運用の確認と問題があればその対応策について協議しております。また、コンプライアンス教育・研修等を毎年実施してコンプライアンスを周知徹底し、その維持・強化を図っております。

ロ. 当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営しております。

ハ. 当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部統制の監査を行っております。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録・保存し管理しており、当社の取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書を閲覧できます。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社のコンプライアンス管理責任者がリスク管理責任者として、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理しております。

ロ. 当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、当社代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努めております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図っております。
 - ロ. 当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告等を行っております。
 - ハ. 当社グループの業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程において各人の責任と権限を定めております。
- ⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループ関係会社管理規程を定め、コンプライアンス行動憲章並びにコンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共用化、指示・要請の効率的な伝達を図り営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けております。
 - ロ. 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正性を確保するための内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有しております。
 - ハ. 当社の内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社監査等委員会、各部門及びグループ各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制に関する体制
- イ. 当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っております。
 - ロ. 財務報告の作成過程においては虚偽記載及び誤謬等が生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用しております。

- ⑦ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する組織を内部監査室としております。
 - ロ. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けず、監査等委員会の監査業務をサポートしております。
 - ハ. 当社は、内部規程において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指揮命令権、及び、当該使用人の社内処分に対する同意権を明記しております。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 当社グループの取締役は、取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
 - ロ. 当社グループの使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告しております。
 - ハ. 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施するとともに、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人それぞれとの間で定期的な会合・意見交換会を開催しております。
 - ロ. 監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社としては買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として認識しており、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末の年1回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年10月31日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度は、1株当たり5円の期末配当を予定しております。この結果、当連結会計年度の配当性向は36.9%となります。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,173,231	流 動 負 債	400,244
現金及び預金	1,375,785	買掛金	154,437
売掛金	466,368	未払金	168,124
有価証券	200,000	未払法人税等	29,832
未収還付法人税等	244	契約負債	4,021
その他の流動資産	133,856	その他の流動負債	43,828
貸倒引当金	△3,023	固 定 負 債	114,338
固 定 資 産	3,305,271	繰延税金負債	109,113
有 形 固 定 資 産	55,756	資産除去債務	5,225
建物附属設備	30,138	負 債 合 計	514,583
工具、器具及び備品	15,708	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	9,910	株 主 資 本	4,652,277
無 形 固 定 資 産	85,199	資本金	1,476,343
ソフトウェア	32,042	資本剰余金	1,401,720
のれん	49,185	利益剰余金	2,789,708
その他の無形固定資産	3,972	自己株式	△1,015,495
投資その他の資産	3,164,315	その他の包括利益累計額	311,643
投資有価証券	2,876,468	その他有価証券評価差額金	233,648
繰延税金資産	31,800	為替換算調整勘定	77,994
その他の投資	256,046	純 資 産 合 計	4,963,920
資 産 合 計	5,478,503	負 債 純 資 産 合 計	5,478,503

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,317,141
売上原価		1,293,711
売上総利益		3,023,429
販売費及び一般管理費		2,723,425
営業利益		300,003
営業外収益		
受取利息	16,342	
受取配当金	13,893	
事業譲渡益	13,433	
その他	6,171	49,841
営業外費用		
支払利息	317	
為替差損	89,142	
自己株式取得費用	8,144	
その他	8,900	106,505
経常利益		243,340
税金等調整前当期純利益		243,340
法人税、住民税及び事業税	69,429	
法人税等調整額	15,124	84,554
当期純利益		158,785
親会社株主に帰属する当期純利益		158,785

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年5月1日から
2025年4月30日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年5月1日 残高	1,476,343	1,401,720	4,359,582	△1,598,152	5,639,493
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,083		△60,083
親会社株主に帰属する 当期純利益			158,785		158,785
自己株式の取得				△1,085,918	△1,085,918
自己株式の消却			△1,668,576	1,668,576	—
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△1,569,874	582,657	△987,216
2025年4月30日 残高	1,476,343	1,401,720	2,789,708	△1,015,495	4,652,277

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2024年5月1日 残高	758	37,036	37,795	5,677,289
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△60,083
親会社株主に帰属する 当期純利益				158,785
自己株式の取得				△1,085,918
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	232,890	40,957	273,847	273,847
連結会計年度中の 変動額合計	232,890	40,957	273,847	△713,369
2025年4月30日 残高	233,648	77,994	311,643	4,963,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の名称等

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	Zappallas, Inc. 株式会社 cocoloni 株式会社コンコース

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	株式会社リトルライト

連結の範囲から除いた理由

株式会社リトルライトについては、小規模であり、合計の総資産、売上、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社（株式会社リトルライト）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Zappallas, Inc. の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日である4月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ. その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、耐用年数については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数によっており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

工具、器具及び備品 5～6年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（主に2年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益を認識するにあたっては、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

イ. モバイルサービス事業

スマートフォン及びインターネットに接続した端末を介して、占いを中心としたコンテンツの提供等を行っております。モバイルサービス事業については、顧客がコンテンツを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

ロ. 海外事業

海外事業は、上記のモバイルサービス事業の収益認識の方法に加え、顧客がサイト内通貨を使用しコンテンツを購入した時点又は失効時に履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しています。

また、広告事業については、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載することであり、顧客との契約に基づいて、掲載により履行義務が充足されるものは、掲載時点で顧客に支配が移転すると判断し収益を認識しております。クリック課金型広告の場合はユーザーがクリ

ックした時点、成果報酬型広告等の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年から5年の期間にわたって定額法により償却を行っております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 31,800 千円

このうち、グループ通算制度を適用している株式会社ザッパラス及び一部の連結子会社において計上されているグループ通算制度に係る法人税及び地方法人税部分の繰延税金資産は、評価性引当額控除前金額 698,407 千円、繰延税金負債相殺前金額は 40,372 千円です。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識します。

当該繰延税金資産の回収可能性の判断に用いるグループ通算会社の翌連結会計年度の個別所得金額の予測については、予算を基礎としており、主力であるモバイルサービス事業のデジタルコンテンツサービスにおけるコンテンツ会員数及び一人当たり単価の予測を主要な仮定として織り込んでおります。

なお、翌連結会計年度の個別所得金額の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

234,675 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,651,000 株	－株	2,912,000 株	10,739,000 株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の減少 2,912,000 株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,634,203 株	3,042,400 株	2,912,000 株	1,764,603 株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 3,042,400 株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 2,912,000 株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年7月26日 定時株主総会	普通株式	60,083	5	2024年4月30日	2024年7月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

2025年7月29日開催予定の第26回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,871	5	2025年4月30日	2025年7月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び投資にかかる資金を主に銀行の借入れにより調達し、余資の運用については安全性及び流動性の高い金融商品に限定し、投機的な目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各キャリア及びI S Pにより回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらない売掛債権については各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	200,000	200,273	273
投資有価証券(*)	2,452,083	2,452,083	—
資産計	2,652,083	2,652,357	273

(*) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	424,384

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	2,452,083	—	—	2,452,083
資産計	2,452,083	—	—	2,452,083

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	200,273	—	200,273
資産計	—	200,273	—	200,273

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、満期保有目的の債券は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024 年 5 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	合計
	モバイルサービス事業	海外事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,884,137	317,820	4,201,957	115,183	4,317,141
外部顧客への売上高	3,884,137	317,820	4,201,957	115,183	4,317,141

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

契約負債	当連結会計年度
期首残高	49,676
期末残高	4,021

契約負債は、期末時点において、収益に係る財またはサービスの履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、34,674 千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が 45,655 千円減少した主な理由は、海外事業の譲渡によるものであり、これにより 43,186 千円減少しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	553円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円56銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中瀬 朋子

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,201,042	流 動 負 債	103,789
現金及び預金	779,352	未 払 金	83,770
売 掛 金	683	未 払 費 用	3,058
有 価 証 券	200,000	未 払 法 人 税 等	11,247
前 払 費 用	35,381	預 り 金	1,898
その他の流動資産	185,624	その他の流動負債	3,814
固 定 資 産	3,857,334	固 定 負 債	111,304
有 形 固 定 資 産	29,414	繰 延 税 金 負 債	111,304
建物附属設備	11,532		
工具、器具及び備品	7,972	負 債 合 計	215,094
建設仮勘定	9,910		
無 形 固 定 資 産	107	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	91	株 主 資 本	4,609,633
その他の無形固定資産	16	資 本 金	1,476,343
投 資 其 他 の 資 産	3,827,811	資 本 剰 余 金	1,401,718
投資有価証券	2,876,318	資 本 準 備 金	1,401,718
関係会社株式	736,896	利 益 剰 余 金	2,747,066
関係会社長期貸付金	414,943	その他利益剰余金	2,747,066
長期前払費用	3,974	繰 越 利 益 剰 余 金	2,747,066
差入保証金	9,622	自 己 株 式	△1,015,495
その他の投資	201,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	233,648
貸倒引当金	△414,943	その他有価証券評価差額金	233,648
資 産 合 計	5,058,376	純 資 産 合 計	4,843,282
		負 債 純 資 産 合 計	5,058,376

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		563,615
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		563,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		343,563
営 業 利 益		220,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,480	
有 価 証 券 利 息	489	
受 取 配 当 金	13,893	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	41,765	
そ の 他	2,061	75,690
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	88,514	
自 己 株 式 取 得 費 用	8,144	
そ の 他	5,054	101,714
経 常 利 益		194,028
税 引 前 当 期 純 利 益		194,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△41,520	
法 人 税 等 調 整 額	5,995	△35,525
当 期 純 利 益		229,554

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2024年5月1日から
2025年4月30日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
2024年5月1日 残高	1,476,343	1,401,718	4,246,171	△1,598,152	5,526,081
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,083		△60,083
当期純利益			229,554		229,554
自己株式の取得				△1,085,918	△1,085,918
自己株式の消却			△1,668,576	1,668,576	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,499,105	582,657	△916,447
2025年4月30日 残高	1,476,343	1,401,718	2,747,066	△1,015,495	4,609,633

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年5月1日 残高	758	758	5,526,839
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△60,083
当期純利益			229,554
自己株式の取得			△1,085,918
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	232,890	232,890	232,890
事業年度中の変動額合計	232,890	232,890	△683,557
2025年4月30日 残高	233,648	233,648	4,843,282

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得
した建物附属設備については定額法）
なお、耐用年数については、経済的機能的な
実情を勘案した耐用年数によっており、主な
耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 ・ ・ ・ ・ ・ 5年
工具、器具及び備品 ・ ・ ・ ・ 5～6年 |
|----------|---|

- | | |
|---------------|--|
| ② 無形固定資産 | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（主に5年）に基
づく定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用 | 契約期間が明示されているものは、その契約
期間で均等償却を行っております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ・ 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるた
め、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については財務内
容評価法又はキャッシュ・フロー見積法によ
って、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|---|

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益を認識するにあたっては、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

事業持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。

- ・ 子会社からの経営指導料及び受取配当金
経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
 - ・ グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 111,304 千円

このうち、グループ通算制度に係る法人税及び地方法人税部分の繰延税金資産は、評価性引当額控除前金額 726,054 千円、繰延税金負債相殺前金額は 24,100 千円です。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	218,047 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	127,158 千円
短期金銭債務	56,273 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	562,811 千円
② 営業取引以外の取引高	1,973 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,634,203 株	3,042,400 株	2,912,000 株	1,764,603 株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 3,042,400 株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 2,912,000 株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
未払事業税否認	2,465
投資有価証券評価損	37,762
減価償却超過額	6,772
税務上の繰越欠損金	651,181
貸倒引当金繰入超過額	130,790
関係会社株式評価損	130,206
会社分割による子会社株式	86,790
その他	4,511
繰延税金資産小計	1,050,482
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△629,316
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△397,066
評価性引当額小計	△1,026,382
繰延税金資産合計	24,100
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△102,907
為替差益	△32,497
繰延税金負債合計	△135,404
繰延税金負債の純額	△111,304

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Zappallas, Inc.	所有 直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	貸付金の貸付	—	関係会社長期貸付金(注2)	414,943
				貸付金の回収 利息受取(注1)	— 1,973	その他の流動資産	228
子会社	株式会社 cocoloni	所有 直接 100.0	役員の兼任 経営指導 業務受託 設備の賃貸	経営指導料の受取(注3)	248,011	その他の流動資産	52,331
				配当金の受取(注4)	274,000	—	—

- (注) 1. Zappallas, Inc. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に利率を決定しております。
2. Zappallas, Inc. への貸付金に対し、414,943千円の貸倒引当金の計上(当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額41,765千円を計上)をしております。
3. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
4. 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	川嶋真理	なし	—	自己株式の取得(注)	1,033,760	—	—

- (注) 自己株式の取得については、2025年3月31日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、2025年3月31日の終値で取引を行っております。なお、自己株式の取得後の議決権等の被所有割合は0%になったため、川嶋真理氏は主要株主に該当しなくなりました。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 539円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円61銭 |

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 瀬 朋 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ザッパラスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月25日

株式会社ザッパラス 監査等委員会

常勤監査等委員 市川雅彦

監査等委員 柴田亮

監査等委員 竹中由重

(注) 常勤監査等委員市川雅彦及び監査等委員竹中由重は、会社法第2条第15号及び会社法第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上